

第2次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン

(案)

平成28年3月

徳 島 市

策定 平成28年 3 月 日

第2次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン 目次

| | | |
|------------|-------------------------------|-----------|
| I | 定住自立圏及び市町村の名称 | 1 |
| 1 | 定住自立圏の名称 | 1 |
| 2 | 圏域を形成する市町村の名称 | 1 |
| II | 定住自立圏の将来像 | 2 |
| 1 | 圏域の状況 | 2 |
| 2 | 圏域の将来像 | 3 |
| 3 | 市町村の役割分担 | 4 |
| III | 定住自立圏共生ビジョンの期間 | 4 |
| IV | 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 | 5 |
| ○ | 将来像の実現に向けた具体的取組（総括表） | 5 |
| 1 | 生活機能の強化に係る政策分野 | 6 |
| (1) | 医療 | 6 |
| (2) | 福祉 | 7 |
| (3) | 教育 | 8 |
| (4) | 産業振興 | 9 |
| (5) | 環境衛生 | 16 |
| (6) | その他 | 17 |
| 2 | 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 | 18 |
| (1) | 道路等の交通インフラの整備 | 18 |
| (2) | 地域内外の住民との交流・移住促進 | 19 |
| (3) | その他 | 22 |
| 3 | 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 | 24 |
| (1) | 宣言中心市等における人材の育成 | 24 |
| (2) | 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保 | 25 |
| (3) | その他 | 26 |
| V | 参考資料 | 29 |
| 1 | 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン推進体制 | 30 |
| 2 | 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱 | 31 |
| 3 | 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿 | 32 |

I 定住自立圏及び市町村の名称

1 定住自立圏の名称

徳島東部地域定住自立圏

2 圏域を形成する市町村の名称

徳島市(中心市)、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、
神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町



Ⅱ 定住自立圏の将来像

1 圏域の状況

徳島東部圏域は、吉野川や勝浦川などの沖積平野に市街地が形成され、東部は紀伊水道に臨み、南部は山々の緑を背にした自然豊かな地域であります。また、温暖な気候と豊かな水に恵まれ、阿波おどりや藍産業に代表される魅力的な伝統文化を育みながら、阿波の政治・経済の中心として栄えてきました。

近年では、京阪神高速ネットワークとの接点となる四国横断自動車道が徳島ICまで開通するとともに、さらには、新直轄区間の小松島IC－徳島東IC区間で着々と準備が進められるなど、高速道路網の整備の促進に加え、徳島阿波おどり空港及び重要港湾である徳島小松島港など陸・海・空の広域交通体系の整備により、経済、観光、文化など幅広い分野において大きな効果を生み出しています。

このように、交通網の整備等により、圏域住民の交流は活発化しており、通勤・通学や買い物、医療、福祉など日常生活の結びつきが、ますます強まっている一方で、若者などを中心に都市圏への人口流出に歯止めがかからず、少子高齢化の進行ともあいまって、人口減少が加速される状況に陥っています。こうした状況が続くと、地域の活力が失われ、雇用の場や生活関連サービスの水準を維持していくことが困難となることから、人口減少及び少子高齢化に対応したまちづくりを進めるとともに、社会を支える世代の定住を促進させることが、これからの課題であると考えられます。

【通勤・通学の状況】



出典：総務省「平成22年国勢調査」

【総人口の推移】

(単位:人)

| 区 分 | 実 績 | | | 推 計 | |
|-----------|--------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成2年 | 平成12年 | 平成22年 | 平成32年 | 平成42年 |
| 徳島市 | 263,356 — | 268,218 (101.8%) | 264,764 (100.5%) | 250,772 (95.2%) | 230,474 (87.5%) |
| 小松島市 | 43,188 — | 43,078 (99.7%) | 40,630 (94.1%) | 37,115 (85.9%) | 33,081 (76.6%) |
| 勝浦町 | 7,267 — | 6,736 (92.7%) | 5,766 (79.3%) | 4,798 (66.0%) | 3,911 (53.8%) |
| 上勝町 | 2,450 — | 2,124 (86.7%) | 1,784 (72.8%) | 1,429 (58.3%) | 1,112 (45.4%) |
| 佐那河内村 | 3,467 — | 3,016 (87.0%) | 2,591 (74.7%) | 2,180 (62.9%) | 1,787 (51.5%) |
| 石井町 | 25,207 — | 26,023 (103.2%) | 25,965 (103.0%) | 24,694 (98.0%) | 22,812 (90.5%) |
| 神山町 | 9,468 — | 7,798 (82.4%) | 6,042 (63.8%) | 4,598 (48.6%) | 3,340 (35.3%) |
| 松茂町 | 12,096 — | 14,267 (117.9%) | 15,078 (124.7%) | 14,858 (122.8%) | 14,206 (117.4%) |
| 北島町 | 18,986 — | 19,823 (104.4%) | 21,662 (114.1%) | 22,181 (116.8%) | 21,802 (114.8%) |
| 藍住町 | 25,674 — | 30,368 (118.3%) | 33,336 (129.8%) | 33,817 (131.7%) | 33,104 (128.9%) |
| 板野町 | 13,785 — | 14,637 (106.2%) | 14,245 (103.3%) | 13,302 (96.5%) | 12,083 (87.7%) |
| 上板町 | 12,546 — | 12,952 (103.2%) | 12,735 (101.5%) | 11,664 (93.0%) | 10,395 (82.9%) |
| 圏域合計 | 437,490 — | 449,040 (102.6%) | 444,598 (101.6%) | 421,408 (96.3%) | 388,107 (88.7%) |
| 徳島県に占める割合 | 52.6% | 54.5% | 56.6% | 58.3% | 59.8% |
| 徳島県 | 831,598 — | 824,108 (99.1%) | 785,873 (94.5%) | 722,519 (86.9%) | 648,962 (78.0%) |

出典：実績は総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成25年3月推計）

()内は平成2年を基準とした増減率

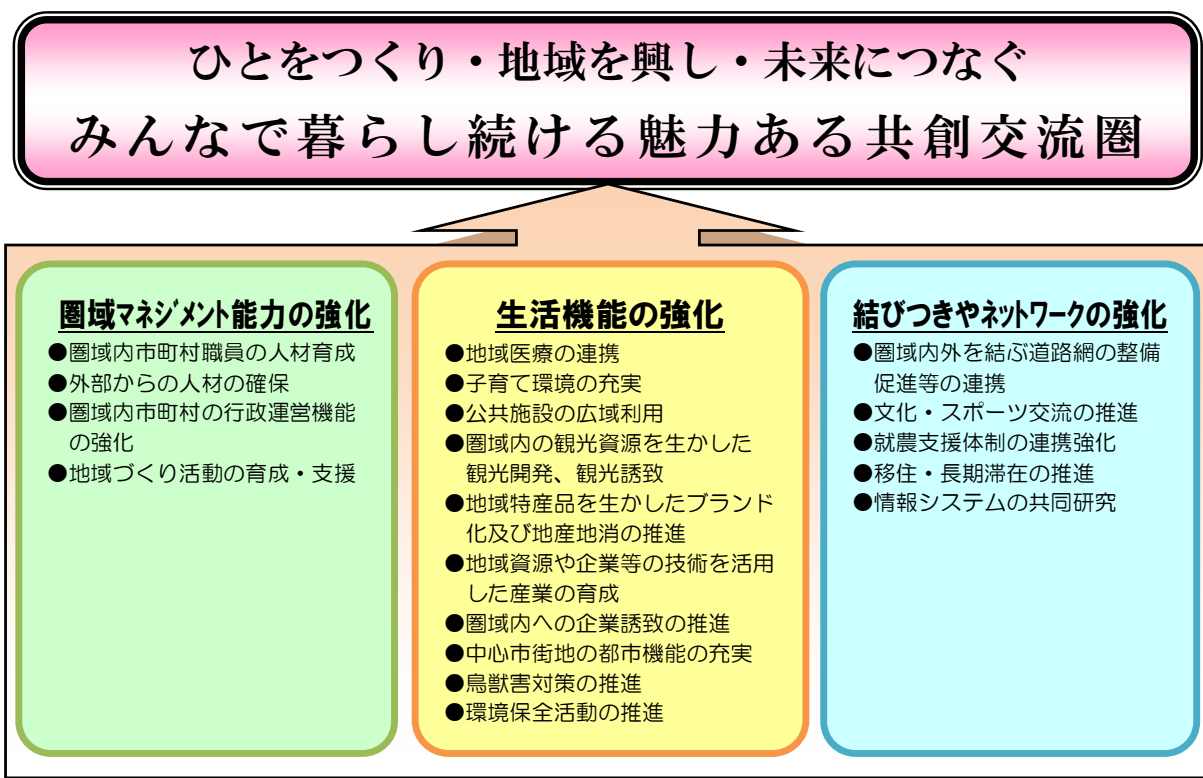
2 圏域の将来像

わが国は、出生率の低下と高齢化の進展により、地方圏のみならず三大都市圏においても人口が減少するなど、本格的な人口減少社会の到来を迎えており、さらには、産業・経済のグローバル化の進展など、社会情勢も大きく変化してきています。

このような中、最も住民に近く、生活に密着した市町村においては、自治体自らの判断と責任により地域の様々な課題に取り組み、地域全体の魅力を高め、定住人口の減少を抑えていくことが重要となってきます。

しかし、今後のまちづくりを考えるに当たって、これまでのように全ての市町村においてフルセットで生活機能を整備するには限界があります。そこで、本圏域においても、それぞれの地域が知恵を出し合い、今まで以上に連携及び協力をすることで、都市機能の集約的な整備や生活機能の確保を図り、圏域を一体的に発展させることが必要となります。

こうしたことから、「徳島東部地域定住自立圏」を形成し、圏域の各市町村の特性と機能を互いに尊重しながら、共通する課題の解決と圏域の活力を高めていくための取組を着実に実行することで、みんなが安心して暮らし続けたいと思える、潤いと賑わいのある魅力あふれる圏域の創造を目指します。



3 市町村の役割分担

中心市である徳島市は、圏域全体を視野に入れ、リーダーシップを発揮し、圏域におけるマネジメントを担いながら、定住に必要な都市機能の整備や生活機能の確保に努めることで、圏域全体の活性化と魅力ある地域の形成を図っていきます。

一方、近隣11市町村は、生活機能の確保や充実に努めるとともに、それぞれの地域が有する豊かな自然環境の保全及び、歴史や文化の保存・継承を図りながら、圏域の魅力向上と一体感の醸成に向け、それぞれが役割を果たしていくものとします。

Ⅲ 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとします。

IV 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

○ 将来像の実現に向けた具体的取組（総括表）

| 3つの視点 | 定住自立圏形成協定 | | 共生ビジョンの具体的取組 ()内:掲載ページ | 徳島市と連携する市町村(○印:連携する取組) | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|--------------------------|----------------------------|------------------------|------------------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|
| | 政策分野 | 施策名 | | 小松島市 | 勝浦町 | 上勝町 | 佐那河内村 | 石井町 | 神山町 | 松茂町 | 北島町 | 藍住町 | 坂野町 | 上板町 | | |
| 生活機能の強化 | (1) 医療 | ① 地域医療の連携 | 徳島市民病院との連携強化事業(P6) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | (2) 福祉 | ① 子育て環境の充実 | 病児・病後児保育事業(P7) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | (3) 教育 | ① 公共施設の広域利用 | 圏域内図書館相互利用事業(P8) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | (4) 産業振興 | ① 圏域内の観光資源を生かした観光開発、観光誘致 | ① 圏域内の観光資源を生かした観光開発、観光誘致 | 観光開発・観光誘致事業(P9) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | ② 地域特産品を生かしたブランド化及び地産地消の推進 | 特産品ブランド化・地産地消推進事業(P11) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ③ 地域資源や企業等の技術を活用した産業の育成 | ③ コミュニティビジネス起業支援事業(P12) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 結びつきやネットワークの強化 | (6) その他 | ④ 圏域内への企業誘致の推進 | 企業誘致活動推進事業(P13) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ⑤ 中心市街地の都市機能の充実 | 中心市街地都市機能整備事業(P14) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ⑥ 鳥獣害対策の推進 | 鳥獣害対策推進事業(P15) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ① 公共施設の広域利用 | 火葬場整備・利用促進事業(P16) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ① 環境保全活動の推進 | 地球温暖化対策推進事業(P17) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ① 圏域内外を結ぶ道路網の整備促進等の連携 | ① 圏域道路網整備促進等事業(P18) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 圏域マナーの強化 | (3) その他 | ① 文化・スポーツ交流の推進 | スポーツ大会共同開催事業(P19) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ② 就農支援体制の連携強化 | 就農支援体制連携強化事業(P20) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ③ 移住・長期滞在の推進 | 移住・長期滞在推進事業(P21) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 圏域マナーの強化 | (3) その他 | ① 情報システムの共同研究 | 情報システム共同研究事業(P22) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ① 圏域内市町村職員の人材育成 | 圏域内市町村職員人材育成事業(P24) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ① 外部からの人材の確保 | 外部人材共同招へい事業(P25) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 圏域マナーの強化 | (3) その他 | ① 圏域内市町村の行政運営機能の強化 | 行政運営に関する研究会開催事業(P26) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ② 地域づくり活動の育成・支援 | 地域づくり活動団体等育成・支援事業(P27) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

本圏域の中心部には、徳島県の医療拠点となる徳島大学病院をはじめ高度先進的な医療機関が立地している一方で、山間地域においては医療機関が少なく、高度医療を受ける機会の確保は困難な状況にあります。

このため、徳島市民病院が圏域の中核的病院としての役割を果たすため、地域医療機関との適切な役割分担と連携を推進しながら、圏域の医療環境の充実に努めます。

① 地域医療の連携

◆協定の内容

| | |
|-------------|---|
| 取組の内容 | 徳島市民病院を核とした医療施設の機能分化と連携強化を推進することで、圏域内の医療資源を有効に活用し、地域医療体制の充実・強化を図る。 |
| 中心市(甲)の役割 | 徳島市民病院及び乙並びに連携市町村の区域内の医療機関との連携を強化し、徳島市民病院において紹介患者に対する医療の提供や医療機器等の利用、医療従事者に対する研修を実施する。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 国民健康保険勝浦病院及び国民健康保険上勝町診療所及び国民健康保険上勝町福原診療所並びに徳島市民病院との連携を強化し、徳島市民病院に対する患者の紹介や医療機器等の利用、徳島市民病院が実施する研修に医療従事者が参加する機会を確保する。 |

◆具体的な取組事業

| | |
|-------|--|
| 事業名 | 徳島市民病院との連携強化事業 |
| 連携市町村 | 徳島市・勝浦町・上勝町 |
| 事業内容 | 医療施設の機能分化と連携を強化し、徳島市民病院を核とした密度の濃い医療連携の構築を図る。また、地域医療向上のため教育と研修に努める。 |
| 効果 | ○圏域内のどこに住んでいても高度で専門性の高い医療の提供を受けることが可能になる。 ○高額医療機器等の利用が可能になる。 ○地域の医療従事者の技術力向上が図られる。 |

| 具体的な事業 | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------------------|------|------|------|------|------|
| スケジュール | 紹介患者に対する医療の提供 | → | | | | |
| | 医療機器の共同利用 | → | | | | |
| | 地域医療従事者に対する研修の実施 | → | | | | |
| | | | | | | |

| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
|------------------|--|------|------|------|------|-----|
| | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 |
| 活用を想定する 補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担 の考え方 | 徳島市が負担する。ただし、今後において新たな費用が発生した場合には、連携市町村で協議し決定する。 | | | | | |

注) 事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(2) 福祉

本圏域では、就労形態の変化や社会参加の拡大などから、保育ニーズが多様化してきており、圏域住民が安心して子育てができる環境整備が求められています。

このため、圏域内の各市町村が実施している子育て支援に関する事業を、圏域の住民の広域利用を可能にすることで、圏域全体で子育て環境の充実を図ります。

① 子育て環境の充実

◆協定の内容

| | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援に関する事業の広域利用を推進し、住民が安心して子育てができる環境を整備する。 |
| 中心市 (甲)の役割 | 甲が実施する子育て支援に関する事業の対象区域を拡大して乙及び連携市町村の住民の利用に供し、広域利用が円滑に行われるよう運営体制の充実や住民への周知を行うとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村 (乙)の役割 | <p>【事業を実施する市町村】</p> <p>乙が実施する子育て支援に関する事業の対象区域を拡大し、甲及び連携市町村の住民の利用に供するとともに、広域利用が円滑に行われるよう運営体制の充実や住民への周知を行う。</p> <p>【事業を利用する市町村】</p> <p>甲及び連携市町村が実施する子育て支援に関する事業について、広域的な利用が円滑に行われるよう運営に必要な支援を行うとともに、乙の区域内の住民が円滑に利用できるよう周知する。</p> |

◆具体的な取組事業

| | |
|-------|---|
| 事業名 | 病児・病後児保育事業 |
| 連携市町村 | 徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町 |
| 事業内容 | 連携市町村が持つ病児保育事業に係る供給体制(利用定員)の余剰を活用し、連携市町村の病児・病後児(急性期を経過した病中病後の乳児・幼児又は小学校に就学している児童)を相互に受け入れる。 |

| | | | | | | |
|--------------------------|---|---|---------|---------|---------|---------|
| 効 果 | | ○病児・病後児保育事業の実施施設がない連携市町村において最小限度の財政負担で新たな子育て支援サービスを獲得できる。 ○実施施設がある連携市町村においては財源上の課題克服に貢献できる。 ○圏域内のサービス提供基盤の安定確保に資することができる。 | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 広域利用の実施 | ▶ | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 109,255 | 109,361 | 109,361 | 109,361 | 109,361 | 546,699 |
| 活用を想定する 補助制度等 | 子ども・子育て支援交付金(国1/3・県1/3) | | | | | |
| 役割分担 の考え方 | 広域利用する病児・病後児保育事業に係る事業費の負担方法については、連携市町村で協議し決定する。 | | | | | |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(3) 教育

圏域住民の多様化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の機会の提供など、学習環境の充実が求められていることから、圏域内において、生涯学習の拠点となる文化・教育施設等の広域利用を促進します。

① 公共施設の広域利用

◆ 協定の内容

| | |
|-------------------------|--|
| 取組の内容 | 圏域内住民に対する生涯学習の機会の拡大や余暇の充実を図るため、圏域内の文化・教育施設等の広域利用を促進する。 |
| 中心市 (甲)の役割 | 徳島市立図書館を乙及び連携市町村の住民の利用に供し、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知するとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村 (乙)の役割 | 【市町村立図書館がある場合】 北島町立図書館を甲及び連携市町村の住民の利用に供するとともに、乙の区域内の住民に対して広域利用について周知する。 |
| | 【市町村立図書館がない場合】 甲及び連携市町村と連携し、連携市町村立図書館の広域利用について、乙の区域内の住民に周知する。 |

◆ 具体的な取組事業

| | | | | | | |
|------------------|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事業名 | 圏域内図書館相互利用事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 徳島市・石井町・北島町 | | | | | |
| 事業内容 | 徳島市立図書館及び北島町立図書館を、連携市町村の住民の利用に供する。 | | | | | |
| 効果 | ○連携する市町村住民の利便性の向上を図る。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 相互利用の実施 | ➡ | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 4,650 | 4,650 | 4,650 | 4,650 | 4,650 | 23,250 |
| 活用を想定する 補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担 の考え方 | 原則、利用者カード発行の費用については、当該市町村で負担する。ただし、今後において新たな費用が発生した場合は、連携市町村で協議し決定する。 | | | | | |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(4) 産業振興

圏域における産業振興については、消費の低迷や就業者の高齢化、担い手不足などの課題を抱える一方で、若者層を中心とした圏域外への流出に歯止めがかからない状況において、今後、本圏域で定住人口を維持するためには、地域産業の活性化が不可欠であり、圏域内の関係団体との連携を強化するとともに、産学官連携を一層進め、他の圏域との差別化を図る取組が重要となっています。

このため、圏域の連携市町村の地域資源を有効に活用した観光開発や地域特産品を生かしたブランド化、起業支援、企業誘致の推進及び鳥獣害対策の推進を図るとともに、中心市における中心市街地での都市機能を充実するなど、新たな広域連携での取組を推進し、産業振興を通じた圏域全体の活性化を図り、新たな雇用を生み出す産業基盤の確立を目指します。

① 圏域内の観光資源を生かした観光開発、観光誘致

◆ 協定の内容

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 圏域内に有する自然や歴史、文化等の価値の高い資源を生かした広域的な体験型・滞在型観光等の観光開発を共同で推進し、観光ルートの開発や観光施設の整備を行い、観光資源の魅力を向上させ、観光客の増加や関連産業の拡大を図る。 |
|-------|---|

② 地域特産品を生かしたブランド化及び地産地消の推進

◆協定の内容

| | |
|-------------|---|
| 取組の内容 | 地域ならではの特産品のブランド化やPR活動、販売促進、消費者ニーズに対応した地産地消の普及啓発について、圏域全体での取組を推進するとともに、圏域内の関係団体等の連携を促進する。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、地域ならではの特産品のブランド化や地産地消の推進、圏域内特産品のPR活動や販売促進に資する事業を実施する。 関係団体等の交流の場を設置し、産地としての組織体制の充実及び販路の強化を図る。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、地域ならではの特産品のブランド化や地産地消の推進、圏域内特産品のPR活動や販売促進に資する事業を実施する。 甲が設置する関係団体等の交流の場に参加するとともに、乙の区域内の関係団体等との連絡調整を行う。 |

◆具体的な取組事業

| | | | | | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 特産品ブランド化・地産地消推進事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 全市町村 | | | | | |
| 事業内容 | 圏域内の観光案内や物産販売等を目的とする拠点施設において、農産物加工品等の販売やPRを推進するとともに、「とくしまIPPIN店」認定店の圏域内拡大、「とくしま食材フェア」の共同実施、圏域内の関係団体との交流などについて、圏域全体で連携して取り組む。 | | | | | |
| 効果 | ○圏域内特産物が消費者に認知されることにより、産地のブランド化、魅力の向上が図られる。 ○圏域内の関係団体の交流により、産地としての組織体制の充実及び販路の強化が図られる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 拠点施設での農産物加工品等の販売・PR | → | | | | |
| | 「とくしまIPPIN店」認定店の拡大及び支援 | → | | | | |
| | 「とくしま食材フェア」の共同実施 | → | | | | |
| | 圏域内関係団体協議会の設置・運営 | → | | | | |
| | 連携市町村での特産品ブランド化・地産地消推進事業の実施 | → | | | | |
| | 首都圏への圏域内特産品のPR | → | | | | |
| 事業費(千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 20,808 | 20,584 | 20,584 | 20,584 | 20,584 | 103,144 |
| 活用を想定する補助制度等 | — | | | | | |

④ 圏域内への企業誘致の推進

◆ 協定の内容

| | |
|-------------|--|
| 取組の内容 | 効果的な企業誘致活動が展開できるよう徳島県や地元企業等との新たなネットワークを構築し、立地を求める企業が情報収集しやすい環境を整備する。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙と連携し、徳島県や地元企業等との新たなネットワークの構築や総合的な調整を行うとともに、圏域内の企業誘致に関する情報を共有化し、情報を発信する。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲と連携し、徳島県や地元企業等との新たなネットワークを構築するとともに、圏域内の企業誘致に関する情報を共有化し、情報を発信する。 |

◆ 具体的な取組事業

| | | | | | | |
|--------------|---|------|------|------|------|------|
| 事業名 | 企業誘致活動推進事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 徳島市・小松島市・石井町・松茂町・北島町・板野町 | | | | | |
| 事業内容 | 効果的な企業誘致活動ができるよう、徳島県や地元企業とのネットワークを新たに構築し活用するとともに、新たに立地を求める企業が情報収集し易い環境整備を図るため、企業目線で連携する各市町村のHPを整備し、利便性・満足度の向上を図る。 | | | | | |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> ○より効果的な企業誘致の実現が図られる。 ○誘致企業による雇用及び税収の増加につながる。 ○企業の利便性・満足度の向上が図られる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 徳島県や地元企業との連携強化による誘致活動実施 | → | | | | |
| | 各自治体の企業誘致HPの相互リンク | → | | | | |
| | 地方への本社機能移転企業等に対する優遇制度の検討、実施 | → | | | | |
| 事業費(千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | - | - | - | - | - | - |
| 活用を想定する補助制度等 | - | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

注) 事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

⑥ 鳥獣害対策の推進

◆ 協定の内容

| | |
|-------------|---|
| 取組の内容 | 圏域内の鳥獣害対策について、捕獲活動や農林水産物の被害防止活動を推進する。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙と連携し、鳥獣害対策に関する情報交換を行い、被害防止活動を推進するとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲と連携し、鳥獣害対策に関する情報交換を行い、被害防止活動を推進する。 |

◆ 具体的な取組事業

| | | | | | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 鳥獣害対策推進事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・板野町・上板町 | | | | | |
| 事業内容 | 圏域内の市町村、地区猟友会、農協など関係団体での情報共有を図るとともに、圏域内市町村が連携して広域的に鳥獣害対策を推進する。 | | | | | |
| 効果 | ○関係団体間での情報共有による効果的な被害防止活動が実施できる。 ○鳥獣被害の減少・軽減が図られる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 鳥獣害対策に関する情報交換 | → | | | | |
| | 連携市町村での鳥獣害防止対策事業の実施 | → | | | | |
| 事業費(千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 60,378 | 60,378 | 60,378 | 60,378 | 60,378 | 301,890 |
| 活用を想定する補助制度等 | 鳥獣被害防止総合対策交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金、移譲事務市町村交付金 | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

注) 事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(5) 環境衛生

圏域内住民の高齢化による火葬需要の増加、火葬施設の老朽化などに対応するため、圏域内の火葬施設の更新と広域利用促進を図ることで、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図ります。

① 公共施設の広域利用

◆協定の内容

| | |
|-------------|---|
| 取組の内容 | 圏域内(小松島市)の火葬場整備推進により、広域利用を促進し、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。 |
| 中心市(甲)の役割 | 小松島市の実施する火葬場整備及び広域利用を円滑に促進するため、連携市町村の調整を図るとともに、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知する。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 【市町村立火葬場がある場合】 火葬場の整備推進を図り、連携市町村の住民の利用負担の軽減を図ることで広域利用に供するとともに、広域利用について周知する。 【市町村立火葬場がない場合】 甲及び連携市町村と連携し、小松島市立火葬場の広域利用について、乙の区域内の住民に周知する。 |

◆具体的な取組事業

| | | | | | | |
|--------------|--|------|------|------|------|------|
| 事業名 | 火葬場整備・利用促進事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村 | | | | | |
| 事業内容 | 圏域内(小松島市)において、火葬場を整備する。 運営に当たっては、広域利用の促進及びその周知を行い、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。 | | | | | |
| 効果 | ○連携する市町村住民の利便性の向上を図る。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 火葬場整備事業 | | | | | |
| | 火葬場利用促進事業 | | | | | |
| 事業費(千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 活用を想定する補助制度等 | 地域活性化事業債 | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 整備費用は小松島市が負担する。 広域利用に供するに当たっては、連携市町村の住民に対し、利用者負担額の軽減に必要な措置を講じる。 | | | | | |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(6) その他

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスによる温暖化が地球規模で進行し、地球温暖化防止対策など環境政策に対する関心が高まっています。

このため、地球温暖化の主要原因物質である二酸化炭素等の排出を抑制するため、圏域内で環境問題に関する連携した取組を推進することにより、住民生活における省エネルギーや環境意識の向上を図ります。

① 環境保全活動の推進

◆ 協定の内容

| | |
|-------------|--|
| 取組の内容 | 圏域内において、温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策事業等を推進するとともに、圏域内の住民、事業者等が行う環境保全活動の拡大を図る。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙及び連携市町村と連携し、地球温暖化対策に資する事業等を推進するとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲及び連携市町村と連携し、地球温暖化対策に資する事業等を推進する。 |

◆ 具体的な取組事業

| | | | | | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 地球温暖化対策推進事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 徳島市・勝浦町・上勝町・石井町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町 | | | | | |
| 事業内容 | 圏域内の市町村が連携して地球温暖化対策に取り組むことにより、圏域内の住民、事業者、行政が行う温暖化防止活動の取組拡大を図る。 | | | | | |
| 効果 | ○圏域内の住民、事業者、行政の温室効果ガス削減が促進される。 ○広域の自治体に取り組むことによりPR効果につながる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | ノーマイカーデー・ライトダウンの実施 | → | | | | |
| | 環境学習の実施 | → | | | | |
| | エコアクション21認証支援の共同実施 | → | | | | |
| 事業費(千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 21,833 | 21,853 | 21,853 | 21,853 | 21,853 | 109,245 |
| 活用を想定する補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

(注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

本圏域は、四国縦貫自動車道や四国横断自動車道等、人や物が流れる重要な基幹ルートの結節点となっており、圏域内の機能的かつ住みよいまちづくりはもとより、圏域内外での人や物の流れを促進し、産業や経済を発展させていくため、圏域内市町村が一体となった道路網の整備促進等を図ります。

① 圏域内外を結ぶ道路網の整備促進等の連携

◆協定の内容

| | |
|-------------|---|
| 取組の内容 | 圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備促進や市町村界に係る道路の整備推進のため連携し、交通渋滞の緩和や交通安全の確保、生活の利便性の向上、圏域内外の交流人口の拡大を図る。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙及び連携市町村と共同し、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備を促進するとともに、連携市町村の調整を図る。 乙及び連携市町村と連携し、市町村界に係る道路整備についての情報を共有し、道路整備の実施に当たっては乙及び連携市町村の調整を図りながら推進する。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲と共同し、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備を促進する。 甲に、乙の区域内における市町村界に係る道路整備についての情報を提供するとともに、道路整備の実施に当たっては甲及び連携市町村と連携して事業を推進する。 |

◆具体的な取組事業

| | | | | | | |
|--------|---|------|------|------|------|------|
| 事業名 | 圏域道路網整備促進等事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 全市町村 | | | | | |
| 事業内容 | 圏域市町村が連携して、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の道路整備促進のための国・県へ向けた共同要望や市町村界に係る道路整備推進のための情報交換を実施する。 | | | | | |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通渋滞の緩和が図られる。 ○交通安全の確保につながる。 ○圏域生活の利便性・満足度の向上が図られる。 ○圏域内外の交流人口の拡大につながる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 国や県に向けた道路整備促進のための要望活動 | → | | | | |
| | 市町村界に係る道路整備推進のための情報交換 | → | | | | |
| | | | | | | |

| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
|------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1,940 | 1,940 | 1,940 | 1,940 | 1,940 | 9,700 |
| 活用を想定する 補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担 の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

注) 事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(2) 地域内外の住民との交流・移住促進

近年、余暇時間の増加などを背景に、住民の文化・スポーツ活動に対する関心は高まってきています。このため、文化・芸術活動やスポーツ活動の場を確保するとともに、気軽に参加できる環境づくりを進め、圏域内外の住民の交流を促進します。

また、本圏域では、農業従事者の高齢化や後継者不足などによる遊休農地が増加していることから、圏域内市町村が連携し、地域農業の担い手となる就農希望者に対し、技術の習得等のための農業体験事業を共同実施することで、圏域内外の住民の交流を促進します。

① 文化・スポーツ交流の推進

◆協定の内容

| | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域内の文化・スポーツの振興を図るため、住民がさまざまな文化・スポーツ活動に参加する機会を拡大し、文化・スポーツを通じた圏域内外の住民の交流を促進する。 |
| 中心市 (甲)の役割 | 乙及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、文化・スポーツ交流に資する事業を実施し、甲の区域内の住民に周知して参加を促進するとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村 (乙)の役割 | 甲及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、文化・スポーツ交流に資する事業を実施するとともに、乙の区域内の住民に周知し、参加を促進する。 |

◆具体的な取組事業

| | |
|-------|--|
| 事業名 | スポーツ大会共同開催事業 |
| 連携市町村 | 徳島市・小松島市・上勝町・松茂町・北島町・藍住町・板野町 |
| 事業内容 | ニュースポーツの普及・活動支援及び圏域住民の交流促進のため、圏域内の市町村が連携して、「徳島東部地域ニュースポーツフェスティバル」を共同開催する。 |
| 効果 | ○糖尿病予防をはじめ、本県全体の取組を圏域内で拡大しつつ、圏域間の住民間の交流を促進することができる。 ○スポーツ推進委員等の指導力の向上が図られる。 ○競技種目が分散され、より多くの参加者を望める。 |

| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------|---|------|------|------|------|-------|
| | 実施競技の選定・検討 | → | | | | |
| | 住民への周知・広報 | → | | | | |
| | 実施競技種目の備品購入 | → | | | | |
| | 大会イベントの開催 | → | | | | |
| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 366 | 494 | 494 | 494 | 494 | 2,342 |
| 活用を想定する補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 開催に伴う会場の確保や、参加者の募集等の広報活動等の各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

注) 事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

② 就農支援体制の連携強化

◆ 協定の内容

| | |
|-------------|---|
| 取組の内容 | 地域農業の担い手となる就農希望者に対し、技術の習得等のための農業体験事業を共同実施し、就農支援体制の連携強化を図るとともに、圏域内外の就農希望者や意欲ある農業者に対して農地活用等に関する情報を提供する。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙及び連携市町村と連携し、就農希望者に対して技術の習得に資する農業体験事業等を実施し、圏域内の農地活用等に関する情報を提供するとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲及び連携市町村と連携し、就農希望者に対して技術の習得に資する農業体験事業等を実施するとともに、圏域内の農地活用等に関する情報を提供する。 |

◆ 具体的な取組事業

| | |
|-------|--|
| 事業名 | 就農支援体制連携強化事業 |
| 連携市町村 | 徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・藍住町・板野町・上板町 |
| 事業内容 | 圏域内の新規就農希望者に対して経営力向上支援事業を共同実施する。 |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就農者の拡大による担い手の確保及び育成が図られる。 ○ 耕作放棄地の再生活用が図られる。 ○ 農業の活性化につながる。 ○ 地域内外の住民との交流促進が図られる。 |

| 具体的な事業 | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| スケジュール | 農地中間管理機構を活用した農地情報の発信 | → | | | | |
| | 経営力向上支援事業の実施 | → | | | | |
| | 連携市町村での就農支援体制連携強化事業の実施 | → | | | | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 28年度 300 | 29年度 300 | 30年度 300 | 31年度 300 | 32年度 300 | 計 1,500 |
| 活用を想定する補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

注) 事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

③ 移住・長期滞在の推進

◆ 協定の内容

| | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域内における移住・長期滞在を推進するため、圏域全体で新たな魅力の向上を図り、受入体制の充実に向けた整備等を行うとともに、圏域外に向け移住・長期滞在地としての魅力や情報を発信する。 |
| 中心市 (甲)の役割 | 乙及び連携市町村と連携し、甲の地域の魅力の向上を図り、受入体制の充実に向けた手法の検討を行い、圏域外に向け情報を発信するとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村 (乙)の役割 | 甲及び連携市町村と連携し、乙の地域の魅力の向上を図り、受入体制の充実に向けた手法の検討を行うとともに、圏域外に向け情報を発信する。 |

◆ 具体的な取組事業

| | |
|-------|--|
| 事業名 | 移住・長期滞在推進事業 |
| 連携市町村 | 徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・神山町 |
| 事業内容 | 中心市が持つ都市機能の魅力と、近隣市町村が持つ環境や地域コミュニティなどの農山地の魅力を活用した情報発信方法の研究を行い、徳島県、とくしまふるさと回帰推進協議会及び観光関係団体等と連携して、移住及び長期滞在地としての魅力を都市圏に向け情報発信する。 |
| 効果 | ○移住者・長期滞在者の増加が図られる。 ○交流人口の増加につながる。 ○定住自立圏としての魅力の向上・発信が図られる。 |

| 具体的な事業 | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| スケジュール | 地域資源の魅力の再評価 | → | | | | |
| | 都市機能及び農産地の魅力向上 | → | | | | |
| | 情報発信方法の研究 | → | | | | |
| | 情報発信の実施 | → | | | | |
| | 連携市町村での移住・長期滞在推進事業の実施 | → | | | | |
| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 15,000 |
| 活用を想定する補助制度等 | 過疎対策事業債 | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(3) その他

圏域内の各市町村では、情報システム開発に係るコストや専門人材の不足など効率的なシステムの構築・維持が課題となっていることから、圏域内の市町村が連携して、情報システムに関する課題や問題を共同研究することにより、情報システムの機能強化を図ります。

① 情報システムの共同研究

◆ 協定の内容

| | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 連携市町村における情報システム機能の強化を図るため、情報システムに係る課題等について共同研究を行う。 |
| 中心市 (甲)の役割 | 乙と連携し、情報システム機能の強化に係る共同研究の場を設置する。 |
| 近隣市町村 (乙)の役割 | 甲が設置する共同研究の場に参加する。 |

◆ 具体的な取組事業

| | |
|-------|---|
| 事業名 | 情報システム共同研究事業 |
| 連携市町村 | 徳島市・上勝町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町 |
| 事業内容 | 圏域内の市町村で、情報システムに係る課題や問題点などについて情報交換を行うとともに、その対応策などについて協議をすることで、連携市町村における情報システム機能の強化を図る。 さらに、自治体クラウド開発実証事業推進検討会及び、徳島県・市町村情報化推進協議会などからの情報をもとに、今後の自治体クラウド導入に対してのメリット・デメリットや、各業務におけるその有効性などについて、情報交換や研究を行う。 |

| | | | | | | |
|--------------------------|---|--|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 効 果 | | ○行政コストの圧縮につながる。 ○行政サービスの質の向上につながる。 ○実質的な業務の標準化が図られる。 | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 情報システム機能の強化(情報交換など) | —————▶ | | | | |
| | 自治体クラウド導入に対しての研究 | —————▶ | | | | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | - | - | - | - | - | - |
| 活用を想定する 補助制度等 | - | | | | | |
| 役割分担 の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 各々が単独で行う事業については、当該市町村で負担する。 | | | | | |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 宣言中心市等における人材の育成

住民ニーズの多様化・高度化により、行政サービスの在り方は、年々増大する一方、自治体が果たすべき役割も複雑化してきています。

このため、圏域市町村職員への合同研修会等の実施及び圏域自治体間での職員等の交流を推進することにより、圏域マネジメント能力の強化に必要な人材育成を図ります。

① 圏域内市町村職員の人材育成

◆協定の内容

| | |
|-------------|--|
| 取組の内容 | 職員の意識改革と資質向上を図るため、合同研修等を実施し、圏域内市町村職員の人材育成を行う。 |
| 中心市(甲)の役割 | 甲が実施する職員研修、講演会等に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を確保するとともに、乙と連携して合同研修等を開催する。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲が実施する職員研修、講演会等に、乙の職員を参加させるとともに、甲と連携して合同研修等を開催する。 |

◆具体的な取組事業

| | | | | | | |
|--------------|---|------|------|------|------|-------|
| 事業名 | 圏域内市町村職員人材育成事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 全市町村 | | | | | |
| 事業内容 | 自治体を取り巻く環境が急激に変化する中、重要な課題である圏域自治体職員の意識改革と資質向上を図るため、合同研修会を実施する。 | | | | | |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> ○圏域マネジメントに必要な人材育成が図られる。 ○圏域内市町村職員の情報の共有が図られる。 ○研修受講機会の増加により、職員の資質向上が図られる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 合同研修会の開催 | → | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 事業費(千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 3,171 | 651 | 631 | 612 | 594 | 5,659 |
| 活用を想定する補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 | | | | | |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(2) 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

現在の地方圏を取り巻く環境下において、目まぐるしく変化する情勢に迅速かつ、的確に対応し、今後の本圏域での地域振興を実現していくためには、多様化するライフスタイルや消費者ニーズを的確に把握し、スピード感を持って事業をプロデュースできる人材を積極的に活用することが不可欠となっています。

このため、産業振興、人材育成等の分野において、専門的な知識や高い実績のある圏域外の人材を積極的に活用していきます。

① 外部からの人材の確保

◆協定の内容

| | |
|-------------|--|
| 取組の内容 | 圏域全体のマネジメント能力を向上させるため、地域資源の発掘や産業振興、人材育成等の分野において、専門的な知識や高い実績のある圏域外の人材を積極的に活用する。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙と連携し、外部人材を招へいして活用するとともに、連携市町村の調整を図る。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲と連携し、外部人材を招へいして活用する。 |

◆具体的な取組事業

| | | | | | | |
|---------|--|------|------|------|------|------|
| 事業名 | 外部人材共同招へい事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 全市町村 | | | | | |
| 事業内容 | 地域特産品ブランド、観光振興及び人材育成など、連携事業として事業展開する分野において、地域づくりへの意識が強く、専門的な知識や経験、さらには地域にないスキルや視点を持った優れた外部の人材を積極的に活用し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を行うことで、圏域の活性化を図る。 | | | | | |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> ○情勢に的確に対応した政策立案・事業化が可能となる。 ○地域資源の活用による商品の開発・販路拡大の進展が図られる。 ○地域産業の将来的な維持・成長に向けた戦略的なプロセスの構築が可能となる。 ○圏域内の地域づくりを担う人材・組織の連携強化が図られる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 外部人材の共同招へい・活用 | → | | | | |
| 事業費(千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | - | - | - | - | - | - |

| | |
|--------------|----------------------------|
| 活用を想定する補助制度等 | 定住自立圏構想推進のための地方財政措置 |
| 役割分担の考え方 | 連携した取組については、連携市町村で協議し決定する。 |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

(3) その他

多様化する行政課題について、迅速かつ的確に対応するため、圏域の市町村が連携し、その解決策を研究することにより、持続可能な自治体運営を推進します。

現在、本圏域におけるNPOは順調に増加していますが、活動の場はまだまだ限られており、今後、行政や企業等との協働の推進や圏域での個人やNPO等の団体が行う地域づくり活動を活性化していくために講座等を開催し、地域住民をけん引できる人材を養成するとともに、NPO等の団体や個人間の連携強化を促進します。

① 圏域内市町村の行政運営機能の強化

◆ 協定の内容

| | |
|-------------|---|
| 取組の内容 | 圏域内市町村において、さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応し、持続可能な自治体運営を推進するため、行政運営に関する研究会を開催し、自治体運営機能の強化及び圏域自治体間の連携強化を図る。 |
| 中心市(甲)の役割 | 乙と連携し、行政運営に関する研究会を設置し、行政課題の解決に向けた研究等を行う。 |
| 近隣市町村(乙)の役割 | 甲が設置する研究会に参加し、行政課題の解決に向けた研究等を行う。 |

◆ 具体的な取組事業

| | |
|-------|---|
| 事業名 | 行政運営に関する研究会開催事業 |
| 連携市町村 | 全市町村 |
| 事業内容 | 持続可能な自治体運営を進めていくために、連携市町村で「行政運営に関する研究会」を開催し、自治体をマネジメントしていく上で共通課題として重要度の高いテーマを研究することにより、自治体運営機能の強化及び圏域自治体間のネットワークの構築・連携強化を図っていく。 |
| 効果 | ○圏域自治体間の情報の共有化が図られる。 ○圏域自治体運営機能の強化が図られる。 ○圏域自治体間のネットワーク構築・連携強化につながる。 |

| 具体的な事業 | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|--------|------|------|------|------|------|
| スケジュール | 研究会の開催 | → | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|------------------|---|------|------|------|------|-------|
| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
| | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 1,250 |
| 活用を想定する 補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担 の考え方 | 当面は徳島市が負担をするが、今後、新たに連携する取組がある場合は、連携市町村で協議し決定する。 | | | | | |

注) 事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

② 地域づくり活動の育成・支援

◆ 協定の内容

| | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域内において、地域づくり活動等を行うNPO等の団体や個人に対する育成・支援を行う。 |
| 中心市 (甲)の役割 | 地域づくり活動等に関するセミナー、講座等を開催するとともに、乙と連携して助言等の支援や情報発信を行う。 |
| 連携市町村 (乙)の役割 | 甲が開催するセミナー、講座等について、乙の区域内的のNPO等の団体や個人に参加を促すとともに、甲と連携して助言等の支援や情報発信を行う。 |

◆ 具体的な取組事業

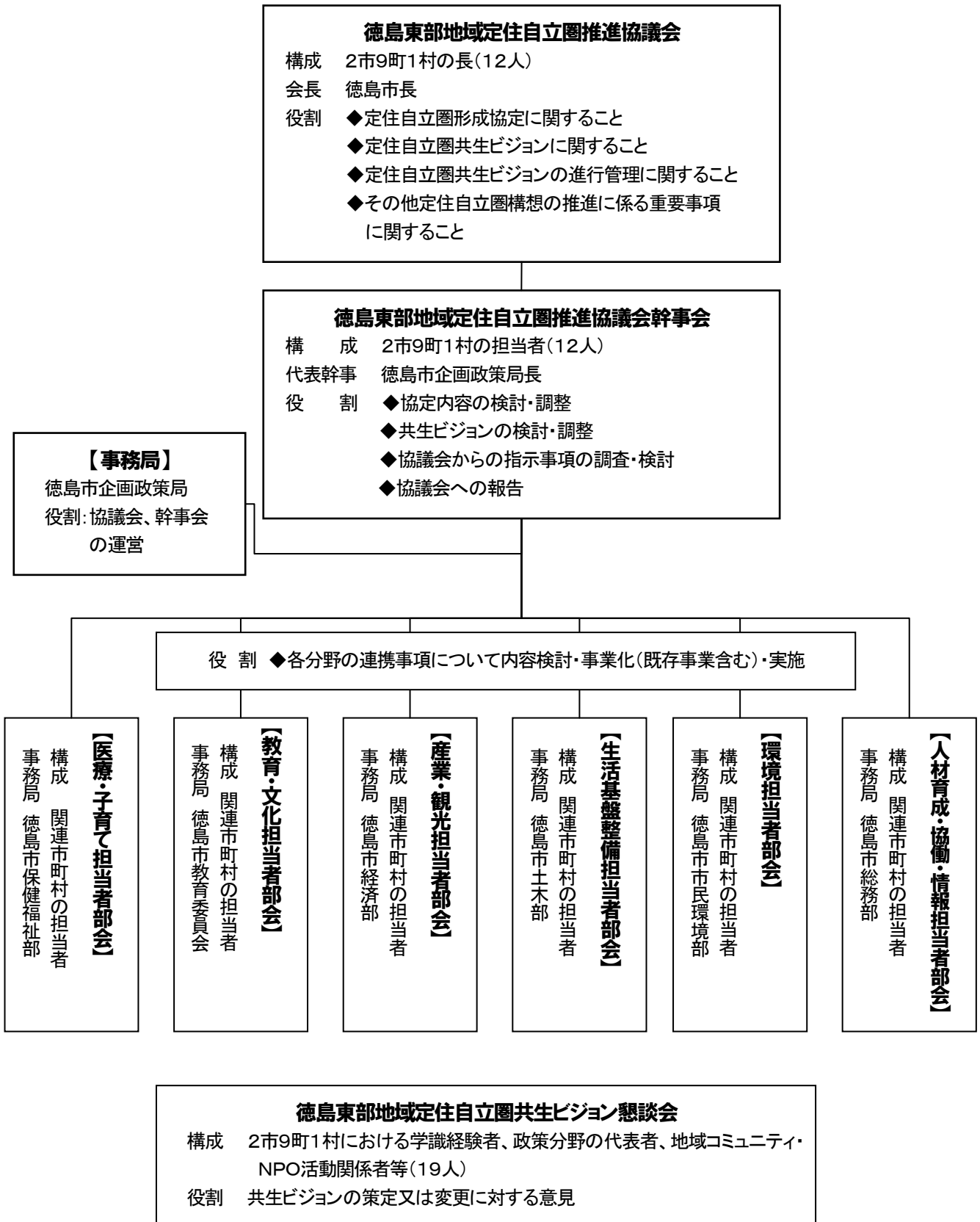
| | | | | | | |
|--------|---|------|------|------|------|------|
| 事業名 | 地域づくり活動団体等育成・支援事業 | | | | | |
| 連携市町村 | 全市町村 | | | | | |
| 事業内容 | 地域づくり活動に関する講座及び交流会を開催し、地域づくり活動団体の育成と連携を促進する。また徳島市市民活力開発センターが圏域全体で助言・相談等を行うことで、各地域での協働事業の創出を支援するとともに、毎年度2市町村程度を選出し、重点的な支援を行う。 | | | | | |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な地域の団体が交流することで、活動に新たな視点を取り入れることができる。 ○ 団体間の連携を促進することで協働の機運が高まり、地域課題の解決につながる。 ○ 連携市町村に対し、中間支援組織が巡回によるきめ細やかな重点的支援を行うことができる。 | | | | | |
| スケジュール | 具体的な事業 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| | 地域づくり活動に関する講座の開催 | → | | | | |
| | 地域づくり活動団体の交流会 | → | | | | |
| | 協働事業の創出支援 | → | | | | |
| | 地域づくり活動の重点支援(2市町村程度/年) | → | | | | |

| 事業費 (千円) | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 計 |
|------------------|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 14,250 | 14,250 | 14,250 | 14,250 | 14,250 | 71,250 |
| 活用を想定する 補助制度等 | — | | | | | |
| 役割分担 の考え方 | 当面は徳島市が事業を実施し、費用負担は連携市町村で協議し決定する。 | | | | | |

注)事業費は、現時点における連携市町村の合計額(見込)を記載しており、毎年度の予算により定めます。

V 參考資料

1 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン推進体制



2 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更について、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に関し、幅広い視点から協議し意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 懇談会に会長および副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、徳島市企画政策局企画政策課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

3 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

| 分野 | 氏名 | 所属・役職 | 選出市町村 |
|----------|---------|------------------------------|-------|
| 学識経験者 | ◎ 中村 昌宏 | 徳島文理大学総合政策学部:学部長 | 徳島市 |
| | 元木 秀章 | 公益財団法人徳島経済研究所:上席研究員 | 徳島市 |
| 医療 | 曾根 三郎 | 徳島市病院事業管理者 | 徳島市 |
| 福祉 | 松崎 美穂子 | 特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま:理事長 | 徳島市 |
| | 吉浦 理史 | 石井町社会福祉協議会:事務局長 | 石井町 |
| 教育 | 阿部 利雄 | 藍住町歴史館・藍の館:館長 | 藍住町 |
| 産業振興 | 武中 勢一 | 小松島商工会議所:専務理事 | 小松島市 |
| | 穂台 千鶴 | 坂本グリーンツーリズム運営委員会 | 勝浦町 |
| | 佐々木 伸夫 | 大津・松茂農業協同組合:副組合長 | 松茂町 |
| 環境 | ○ 藤井 園苗 | 特定非営利活動法人ゼロ・ウェイストアカデミー:理事 | 上勝町 |
| | 吉田 隆之 | 上板町教育委員会教育委員 | 上板町 |
| 交通インフラ整備 | 石本 善之 | 佐那河内村スポーツ推進委員会:委員長 | 佐那河内村 |
| 交流・移住促進 | 宮田 衛 | 小松島市スポーツ推進委員連絡協議会:会長 | 小松島市 |
| | 大南 信也 | 特定非営利活動法人グリーンバレー:理事長 | 神山町 |
| 情報(ICT) | 後藤 英与 | 公益財団法人e-とくしま推進財団:常務理事兼事務局長 | 徳島市 |
| 人材育成 | 中村 英雄 | 特定非営利活動法人新町川を守る会:理事長 | 徳島市 |
| | 市川 昭恵 | 元板野町婦人会:副会長 | 板野町 |
| 協働 | 花岡 史恵 | 特定非営利活動法人コモンズ:理事 | 徳島市 |
| | 板東 理人 | 北島町学校支援地域本部事業コーディネーター | 北島町 |

◎会長、○副会長

(平成28年1月現在、敬称略、順不同)

徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン
平成28年3月

■発行／徳島市

■編集／徳島市企画政策局企画政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL (088) 621-5085 FAX (088) 624-0164

E-mail : kikaku_seisaku@city.tokushima.lg.jp

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp>
